

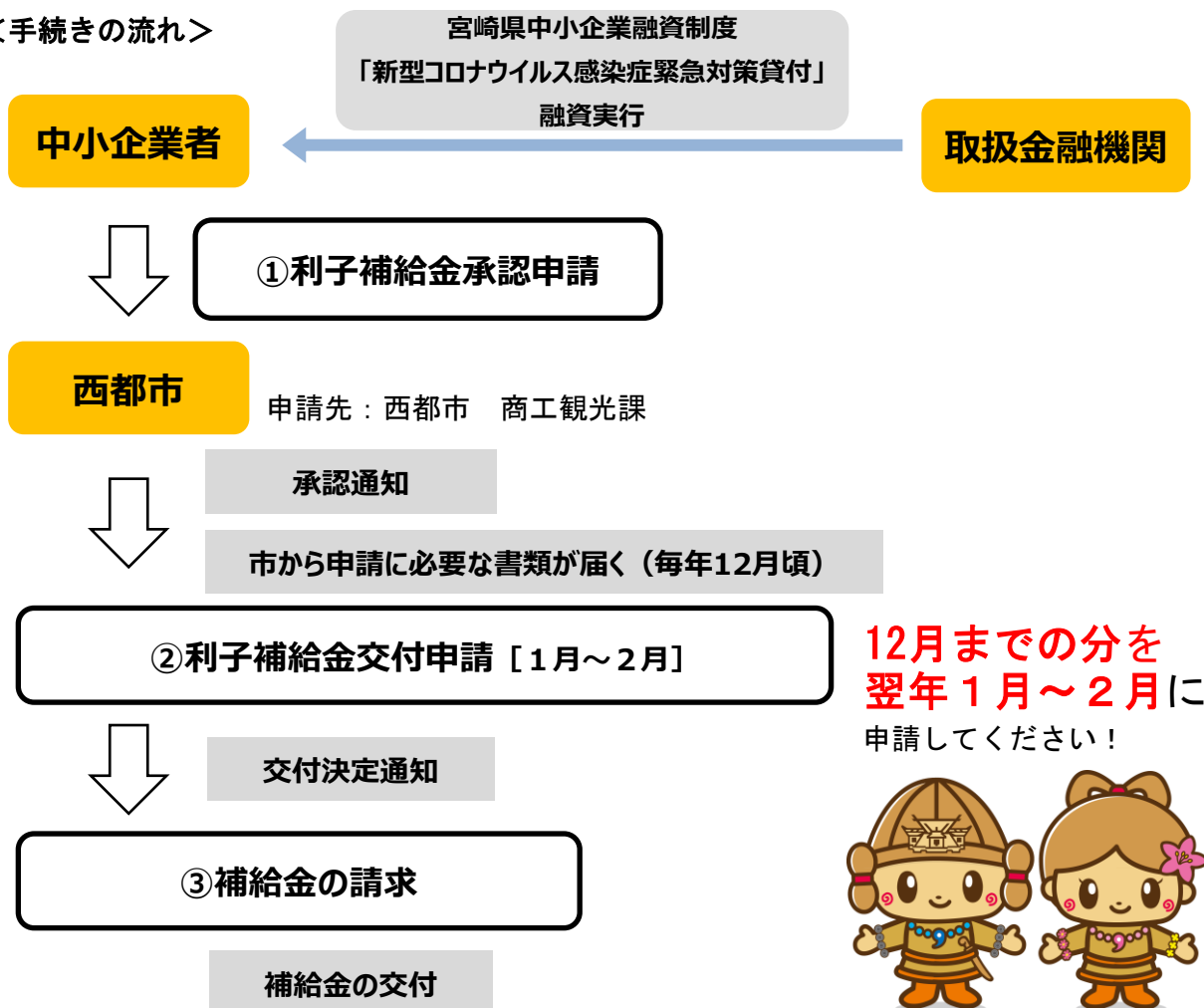
西都市新型コロナウイルス感染症 緊急対策利子補給金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の経営安定化を図るため、
宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」を利用された方へ、

利子分を3年間補助（上限1.2%） します。

対象者	■宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の融資を受けた者（一般保証を除く） ■市内で事業を営む中小企業者で、個人で市内に住所又は事業所を有する者 もしくは法人で市内に本社を有する者
必要書類等	取扱金融機関発行の返済予定表の写し等償還計画が分かるもの 市税完納証明書
補給対象期間	■初回償還月（据置期間を含む）から3年間
利子補給補助率	■100%（3年間分を補助。上限1.2%）

<手続きの流れ>



【お問い合わせ先】 西都市 商工観光課 産業振興係

電話：0983-43-3222 FAX：0983-43-2067